

日本評価学会認定

「上級評価士」

認定規定

(Certified Advanced Evaluator)

「上級評価士」は、わが国の評価活動の発展に寄与するとともに、わが国における評価文化の醸成と定着、および社会各層を対象とした評価教育を担う社会的リーダーとしての役割を担うことが期待されます。

近年、我が国においては、教育、保健、福祉、コミュニティ活動、公共事業、ODA 等をはじめとする様々な分野の政策や事業に関するアカウンタビリティが求められており、こうした社会一般からの要請に応えるために、評価システムの導入や事業評価の実施が進められています。また、協同評価や参加型評価など市民参加による評価の需要も高まっています。しかし、そうした社会の要請や需要に応える評価の専門性を持つ人材は未だ十分に育っていないのが現状です。

この状況を改善するため、評価に関する専門的能力を身につけた人材を養成してその能力を認定し、各分野における評価の向上に資するために、日本評価学会は各レベルの「評価士」の認定を行います。

「上級評価士」は、評価に関する体系的な研究を行うことにより、評価活動の発展に寄与することができる専門家（各府省・自治体等の評価委員会の委員を務めることができるレベルの専門家）としての能力を認定することを目的として授与します。

認定要件

1. 以下の5項目の実績を勘案して認定する。配点は理事会のみで参照することとし、外部には非公表。

評価項目	具体的な評価項目	配点
(1) 学会誌への投稿等の研究実績	・学会誌への投稿実績（評価関連のテーマに限る） ・評価関連著書の出版実績 *査読付きの論文については明記する *評価に直接関連するものに限る	80
(2) 政策評価委員会等への外部有識者としての参加実績あるいはそれに相当する実績	・各府省、自治体、大学、公益・非営利組織、市民組織などにおける評価委員会への外部有識者としての参加実績 ・各府省、自治体、大学、公益・非営利組織、市民組織などにおける評価委員会への組織代表者としての参加実績（評価委員会を主催する組織の代表者としての参加を含む）	40
(3) 評価実施の実績	・自身が総括等を務めた外部評価の評価報告書 ・組織の評価専担部署の職員として実施した評価の評価報告書 ・組織において評価関連の管理職位に複数年（1年以上）従事した実績	40
(4) 評価教育に関する実績	・大学等の教育機関における研修講師の実績 ・その他の研修機関における研修講師の実績	20
(5) その他特筆すべき実績	・評価関連の国際会議における活動実績 ・評価文化の醸成・普及に貢献する講演会等の実績 ・評価関連テーマによる取得学位	20

(注1) 「4. 特例条件」も参照のこと。なお、配点は定期的に見直す。

(注2) 但し、(1)～(5)の中で同じ論文や研究会への参加実績は一つとしてカウントし、重複してのカウントはしない。

2. 「上級評価士」の第一回認定は理事会が行い、以降の認定は、上級評価士から選任されて理事会の承認を得た委員で構成する上級評価士認定審査委員会で行うこととする。

3. 認定のための合格基準は、別途定めるが、各項目に関して申請された業績の内容・重要性を勘案して、総合的に判断する。決定は、申請者に対して文書で通知する。再申請は可とする。なお合格しなかった申請者に対しては、今後どのような活動をすべきかを示す「今後の活動への示唆」として文書で示す。

4. 特例条件として、以下を定める。

4-1. 専門分野評価士を有している場合には、上記基準を一部満たしたことにする。具体的には以下の2点を満たしたことにする。

- ・ 「各府省・自治体等の政策評価委員会等への有識者としての参加実績」の1件分としてカウント
- ・ 「外部評価等の実績（自身が総括等を務めた評価報告書を審査の対象とする）」の1件分としてカウント

4-2. 学会活動への参加により、上記基準を一部満たしたことにする。具体的には以下のとおり。

- ・ 学会発表10回を「学会誌への投稿実績」1本分としてカウント。
- ・ 学会賞の受賞1回は「学会誌への投稿実績」1本分相当とみなす。

5. 「上級評価士」認定に係る事務作業は、事務局を外部委託して実施する。

6. 申請資格

以下のいずれかの条件を満たしていること

- (1) 日本評価学正会員
- (2) 「評価士」を取得して、評価関連の5年以上の実務経験を有していること

7. 申請費用 50,000円とする。

ただし、日本評価学会正会員の場合には35,000円とする。

8. 「上級評価士」認定の開始は、2011年9月30日の学会理事会で正式に承認された。

2011年1月27日起案

2011年7月25日改定

2011年10月28日改定

2012年1月29日改定

2015年7月1日改定